住所　大阪府茨木市上郡１丁目１番16号
　申恵美子　昭和55年12月15日生
住所　大阪市生野区小路東２丁目７番17号
　呉芳守　昭和44年６月９日生
住所　大阪府枚方市宗谷２丁目３番１号
　車健一　昭和18年２月20日生
　崔澄子　昭和22年12月16日生
住所　大阪府枚方市氷室台１丁目36番28号
　車千夏　昭和46年９月30日生
住所　石川県金沢市城南１丁目15番35号
　卞明順　昭和42年８月12日生
　鄭啓利　平成５年12月19日生
　鄭敦輝　平成７年５月23日生
住所　岩手県花巻市里川口町10番12号
　扈金美　昭和37年10月16日生
住所　埼玉県上尾市小泉２丁目14番地２
　禹太健　昭和58年10月30日生
住所　さいたま市大宮区上小町318番地
　夫満江　昭和53年６月２日生
住所　さいたま市浦和区東岸町３番２号
　金仁河　昭和61年１月29日生
住所　山梨県山梨市落合682番地
　カチウシア・サツキ・ハギハラ　昭和61年５月８日生
住所　和歌山市市小路37番地３
　文忠信　昭和58年10月20日生
住所　横浜市南区中村町５丁目316番地２
　韓真紀　昭和56年４月11日生
住所　神戸市長田区長尾町２丁目10番９号
　崔英美　昭和54年７月12日生
住所　神戸市須磨区千歳町１丁目２番６号
　李一也　昭和42年５月29日生
住所　神戸市須磨区大池町５丁目５番２―307号
　申未**德**　昭和16年11月３日生
住所　岐阜県大垣市三津屋町５丁目1407番地１
　蔡其安　昭和59年10月15日生
住所　広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム４丁目２番15号
　李浩和　昭和35年３月25日生
　李貴玉　昭和36年10月13日生
　李祐也　昭和63年６月７日生
　李美帆　平成10年８月17日生
住所　広島市安佐南区長束西１丁目28番25―３号
　李早苗　昭和61年９月23日生
住所　広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム４丁目２番15号
　李和也　平成３年６月20日生
住所　福岡県田川市大字伊加利2011番地５
　金正聽　昭和53年２月16日生
住所　佐賀県小城市小城町自在265番地１
　全戊昌　昭和53年４月３日生
住所　岐阜市薮田南３丁目５番22―504号
　梁智世　昭和60年５月１日生
住所　大阪府吹田市広芝町４番18―618号
　愼鏞宇　昭和58年９月17日生
住所　東京都調布市佐須町２丁目19番地８
　菫秋**蘭**　昭和32年11月20日生
住所　川崎市幸区小倉５丁目５番36―303号
　サイラ・ロセット・センティリア・サイトウ
　昭和60年10月14日生
住所　川崎市多摩区生田２丁目１番17号
　劉丹　昭和57年３月12日生
住所　神奈川県厚木市旭町５丁目43番８―603号
　チャン・チョイ・イー　昭和32年12月10日生
住所　東京都墨田区文花１丁目32番２―903号
　兪蕾　平成７年10月16日生
住所　兵庫県豊岡市昭和町２番６号
　崔和樹　平成２年11月30日生
住所　兵庫県姫路市白国４丁目13番７号
　鄭玉姫　昭和24年11月10日生
　権龍哉　昭和55年11月10日生
住所　兵庫県加古川市加古川町西河原97番地７
　高和博　昭和34年７月15日生
住所　千葉市若葉区小倉町885番地49
　李純景　昭和58年８月８日生
住所　名古屋市昭和区塩付通７丁目10番地１
　安志麻　昭和62年５月24日生
住所　愛知県春日井市小野町１丁目65番地４
　李圭輔　昭和61年10月26日生
住所　愛知県春日井市柏原町５丁目55番地１
　梁敬次　昭和55年12月９日生
住所　大阪市都島区東野田町３丁目13番24―1109号
　白早恵　昭和55年１月19日生
住所　東京都杉並区阿佐谷南２丁目25番14号
　愼鏞平　平成２年９月13日生
住所　大阪市城東区東中浜５丁目７番22号
　愼鏞介　平成４年６月４日生
住所　名古屋市名東区よもぎ台１丁目301番地
　金拓也　昭和51年７月６日生
住所　広島市安芸区冨戸町2124番地10
　孫正雄　昭和15年10月12日生
住所　北九州市八幡西区樋口町７番９―201号
　崔宗裕　昭和50年11月21日生
住所　東京都中央区日本橋人形町３丁目４番15―601号
　金隆貴　昭和57年12月20日生
住所　愛媛県伊予市米湊1640番地６
　金玉祚　昭和13年１月17日生
住所　愛媛県伊予市尾崎10番地１
　柳承万　昭和41年３月14日生
　金淑子　昭和39年１月21日生
住所　岐阜県岐阜市折立183番地
　柳林　平成５年８月19日生
住所　東京都小平市花小金井７丁目２番14―406号
　柳林俊　平成９年３月３日生
住所　兵庫県加古川市平岡町新在家799番地13
　豊淑萍　昭和62年２月７日生
　豊健翔　平成25年２月１日生

○外務省告示第四百八十六号

　平成二十八年十二月八日にベルンで、スイス連邦との間に行われた。
　この交換公文は、平成二十九年一月一日に効力を生ずる。
　平成二十八年十二月二十二日
外務大臣　岸田　文雄
（日本側書簡）
（訳文）
　書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百八十八年一月二十五日にストラスブールで作成された租税に関する相互行政支援に関する条約（二千十年五月二十七日にパリで作成された租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書により改正されたもの）（以下「条約」という。）に関し、次の提案を日本国政府に代わつて行う光栄を有します。
　条約第二十八条６第二文の規定に関し、条約第六条の規定は、二千十七年一月一日以後に開始する課税期間又は同日以後に課される租税に関する行政支援について適用する。
　本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。
　二千十六年十二月八日にベルンで
スイス連邦駐在
日本国特命全権大使　本田悦朗
スイス連邦
財務大臣　ウーリー・マウラー閣下
（スイス側書簡）
（訳文）
　書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
　本大臣は、スイス連邦政府が前記の提案を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの書簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、条約が効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
　本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。
　二千十六年十二月八日にベルンで
スイス連邦
財務大臣　ウーリー・マウラー
スイス連邦駐在
日本国特命全権大使　本田悦朗閣下

○外務省告示第四百八十七号

　平成二十八年十二月十二日にロメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。
　１　産物及び役務の購入のため必要な生活物資の供給を実施するための協力の目的及び内容　食糧援助に関する規約に基づき行われる食糧援助を実施するための協力
　２　贈与額　二億八千万円
　３　署名者
日本側
トーゴ側
トーゴ大使
川村裕在トーゴ大使
外務・協力・アフリカ統合大臣・ドゥセ外務・協力・アフリカ統合大臣
　平成二十八年十二月二十二日
外務大臣　岸田　文雄